

平成 17 年 2 月 24 日

証券会員制法人 札幌証券取引所による
パブリックコメント（意見提出手続）実施について

本所は、証券取引法の改正に伴う上場制度上の「虚偽記載」の定義の見直しを行います。

概要は次のとおりです。

「証券取引法の改正に伴う上場制度上の「虚偽記載」の定義の見直しについて」(別紙参照)

ご意見等は、住所・氏名・会社名等ご連絡先を明記の上、下記要領にて平成 17 年 3 月 10 日（木）までに提出して下さい。

公表資料は、本所ホームページ（<http://www.tokeidai.co.jp/sse/>）において掲載しているほか、下記意見提出先においても配布しております。

記

1．意見提出期限

平成 17 年 3 月 10 日（木）

2．提出方法

郵送、ファクシミリ

3．宛 先

住 所：〒060-0061 札幌市中央区南 1 条西 5 丁目 14 番地の 1

証券会員制法人 札幌証券取引所 総務部

F A X：0 1 1 - 2 5 1 - 0 8 4 0

4．意見等処理方法

平成 17 年 3 月 10 日（木）以降、ホームページに掲載いたします。

以 上

証券取引法の改正に伴う上場制度上の「虚偽記載」の定義の見直しについて

平成17年2月24日
証券会員制法人 札幌証券取引所

趣旨

有価証券報告書等の法定開示書類は、ディスクロージャー制度の根幹をなすものであり、投資者の投資判断上重要な開示書類であることから、本所の上場制度において、新規上場申請者が有価証券報告書等に「虚偽記載」を行った場合には新規上場を一定期間認めないほか、上場有価証券の発行者が「虚偽記載」を行い、かつ、その影響が重大であると認められる場合には上場廃止することとしています。

現行上場制度上の「虚偽記載」の定義は、有価証券報告書等について、内閣総理大臣等から訂正命令を受けた場合、内閣総理大臣等又は証券取引等監視委員会から告発が行われた場合及び訂正報告書等を提出した場合であって、その訂正した内容が重要と認められるものである場合としていますが、本年4月に施行される証券取引法改正により、重要な事項に虚偽の記載がある有価証券届出書等を用いて募集等を行った場合には課徴金納付命令が出されることとなることから、新規上場申請者又は上場有価証券の発行者が課徴金納付命令を受けた場合も上場制度上の「虚偽記載」に該当することとする見直しを行います。

概要

項目	内容	備考
「虚偽記載」の定義	<ul style="list-style-type: none">有価証券届出書、発行登録書、発行登録追補書類又は目論見書について、内閣総理大臣等から課徴金納付命令を受けた場合には、上場制度上の「虚偽記載」に該当するものとします。	<ul style="list-style-type: none">「課徴金納付命令」は、証券取引法第172条第1項(同条第4項において準用される場合を含む)の規定による命令を指します。

実施時期(予定)

平成17年4月を目処とします。

以上

上場制度上の「虚偽記載」の定義及び各上場基準における取扱い

1. 上場制度上の「虚偽記載」の定義

「虚偽記載」とは、有価証券報告書等（有価証券届出書、発行登録書並びに発行登録追補書類及びこれらの書類の添付書類及びこれらの書類に係る参照書類、有価証券報告書及びその添付書類、半期報告書並びに目論見書（新設）をいう。以下同じ。）について、
 内閣総理大臣等から訂正命令を受けた場合、
 内閣総理大臣等又は証券取引等監視委員会により告発が行われた場合、
 訂正報告書等を提出した場合であって、その訂正した内容が重要と認められるものである場合、
内閣総理大臣等から課徴金納付命令を受けた場合、（新設）
 をいう。

2. 各上場基準における「虚偽記載」の取扱い

（1）株券上場審査基準

最近2年間の個別・連結財務諸表又は個別・連結中間財務諸表が記載又は参照される有価証券報告書等に「虚偽記載」を行っていないことを要する。

（2）株券上場廃止基準

有価証券報告書等に「虚偽記載」を行い、かつ、その影響が重大であると本所が認めた場合に上場廃止する。